

社会福祉法人片品村社会福祉協議会 役員等の報酬及び旅費規程

平成 4年4月 1日 制定
平成 9年3月21日 全部改正
平成18年3月24日 一部改正
令和元年12月 3日 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人片品村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬及び旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員
- (4) その他会長が必要と認めた者

(報酬)

第3条 本会の役員等の報酬は、別表のとおりとする。

2 片品村議会議員及び片品村職員が前条に定める役員に就任した場合は、報酬は支給しないものとする。

(旅費)

第4条 本会の役員等の旅費は、次のとおり支給する。

- (1) 会議等出張旅費は、「事務局職員旅費規程」を準用する。
- (2) 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度会長が定める額とする。

附則

1. この規程は、平成4年4月1日から施行する。
1. この規程は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
1. この規程は、平成18年3月24日から施行する。
1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

理事・会長	日 額	8, 0 0 0 円
理事	日 額	2, 0 0 0 円
監事	日 額	2, 0 0 0 円
評議員	日 額	2, 0 0 0 円
評議員 選任解任 委員	日 額	2, 0 0 0 円